

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

【 公 印 省 略 】

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 2 月からの公共工事設計労務単価につきましては、平成 26 年 1 月 31 日付け文書にてお知らせしておりました。

今般、新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 4 月 5 日付け文書参照）で要請された事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう、国土交通省土地・建設産業局長より、別添のとおり要請がまいっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い
2. インフレスライド条項の運用等について
3. 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入の徹底に関する指導について
4. 新単価フォローアップ相談ダイヤルの活用
5. 若年入職者の積極的な確保
6. ダンピング受注の排除
7. 消費税の適切な支払い